

別添資料4-6 階構成及びアクセス動線の考え方（平成30年8月24日訂正版）

●EV 着床階

最上階又は上層階	<p><b>⑮東京湾海上交通センター</b>                      屋上又は外壁最上部に船舶の航行管制に必要な信号板等設備を設置する。信号板等設備の設置位置付近の最上階（または塔屋）に通信機械室を配置することが望ましい。※但し、縦シャフト等により、信号板等設備と通信機械室を、通信の減衰が抑えられる比較的近い関係にて結ぶ場合、適切な階への配置を妨げない。</p>	置て計 場屋画 と上に 連設応 絡備じ				計 画に 応じ て
	<p><b>⑫横浜地方検察庁分室</b>                      共用廊下も含め、当官署への来庁を目的としない来庁者等・他の入居官署の職員・その他職員との交通を制限するべく、最上階に配置することが望ましい。当官署をワンブロックとして、他の入居官署や共用の階段、エレベーター等とは扉等により厳重に遮断する。共用エレベーターとは別に専用エレベーターを設置する。専用エレベーターまでの専用動線は横浜保護観察所との共用は可能とする。</p>			●	●	●
	<p><b>⑧横浜検疫所</b>                      事務所区分及び各業務室区分共、共用廊下も含め、当官署への来庁を目的としない来庁者等・他の入居官署の職員・その他職員との交通を制限するべく、同一階又は連続した階へ配置し、段階的なセキュリティにより区分する。実験排気等屋外に配置する実験・検査設備の配置位置（屋上等）と近接した上層階に配置とすることが望ましい。</p>	●			●	●
	<p><b>⑤横浜税関（分析部門）</b>                      分析事務に関する諸室は、実験排気等屋外に配置する実験・検査設備の配置位置（屋上等）と近接した階及び配置とすることが望ましい。                      ※但し、棟構成に応じて、適切な階への配置を妨げない。                      ・（武道場部門）                      武道場は、大空間の計画に合理的な階への配置が望ましい。下階への騒音振動などの影響抑制に配慮された配置または床仕様とする必要がある。※棟構成に応じて、適切な階への配置を妨げない。</p>				●	●
	<p><b>⑩植物防疫所研修センター</b>                      技術習得のための実験・実習（顕微鏡の使用など）を実施することから、上層階等、採光が確保できる配置が望ましい。※但し、棟構成に応じて、適切な階への配置を妨げない。</p>				●	●
上層階又は中層階	<p><b>⑭横浜営繕事務所</b>                      窓口官署では無い事、発災時に災害応急対策活動を行う官署である事から、中層階以上の極力上層階へ配置する。                      横浜国道事務所、横浜営繕事務所、京浜港湾事務所の関東地整3事務所は、防災連携のため近接した階及び配置とする。</p>				●	●
	<p><b>⑫横浜国道事務所</b>                      発災時に災害応急対策活動を行う官署である事から、高潮・津波に対する防護を考慮した中層階以上に配置する。                      横浜国道事務所、横浜営繕事務所、京浜港湾事務所の関東地整3事務所は、防災連携のため近接した階及び配置とする。</p>				●	●
	<p><b>⑫横浜国道事務所、⑬京浜港湾事務所、⑭横浜営繕事務所の共用会議室</b>                      発災時の連携（及び日常の共用利用）をふまえ、横浜国道事務所に近接し、3事務所の利便の良い位置に配置する。（室名：関東地方整備局共用会議室）</p>					
	<p><b>⑬京浜港湾事務所</b>                      発災時に災害応急対策活動を行う官署である事から、高潮・津波に対する防護を考慮した中層階以上に配置する。                      工事等の公共調達を多く実施しており、年間を通して工事関係者等の来庁者の出入りが多いことから、コンプライアンスを確保できる配置及び動線が望ましい。                      横浜国道事務所、横浜営繕事務所、京浜港湾事務所の関東地整3事務所は、防災連携のため近接した階及び配置とする。</p>				●	●

入居官署専用EV  
(人荷用)または  
(荷物用)

入居官署専用EV  
(乗用)

EV (乗用)

EV (人荷用)

低層階又は中層階	①横浜通商事務所 窓口業務を行うことから、一般来庁者のアクセスがしやすい位置への配置及び動線とすることが望ましい。						●	●
	①神奈川行政評価事務所 行政相談の申出人、総合案内所への相談者等の窓口への来庁があるため、一般来庁者のアクセスがしやすい位置への配置及び動線とすることが望ましい。						●	●
	③横浜保護観察所 面接、指導などを行うため、一般来庁者のアクセスのしやすい位置への配置及び動線とすることが望ましい。横浜地方検察庁分室と1階を結ぶE Vを共用しやすい位置に配置することが望ましい。				●		●	●
	⑤横浜税関（事務室部門） 窓口業務を行うことから、一般来庁者のアクセスがしやすい位置への配置及び動線とすることが望ましい。 事務室部門は、検査場部門との連絡が良い位置が望ましい。 業務部特別通関部門の事務室は土曜開庁の窓口があるので、土曜開庁時の一般来庁者の動線をふまえた配置とする必要がある。						●	●
	⑥東京国税不服審判所横浜支所 窓口業務を行うことから、一般来庁者のアクセスがしやすい位置への配置及び動線とすることが望ましい。 横浜中税務署とサーバー等を共用予定のため、横浜中税務署と別の階、かつ、近接階が望ましい。						●	●
1階は層階 又は低層階	⑬京浜港湾事務所（災害対策調整室、補償対応室） 迅速な現場対応のため、低層階に災害対策調整室（打合せ室）等の室を配置することが望ましい。						●	●
	⑦横浜中税務署 窓口業務を行い一般来庁者が多いことから、低層部の一般来庁者がアクセスのしやすい配置及び動線とすることが望ましい。						●	●
	⑧横浜検疫所（検疫衛生課資材洗浄室） 港湾衛生業務で使用した汚れた調査器具を持ち込むため、共用廊下等を汚す恐れがあり、当官署の官用車庫近くへの設置が望ましい。 ・（共通廃棄等一時保管庫、廃液処理室） 共通廃棄等一時保管庫は、検体の梱包材や残渣など廃棄物を保管する。廃液処理室は、検査に使用した有機溶媒等の廃液などを保管し、其々回収業者が搬出する。このため、1階等、貨物車両アクセスの可能な階に配置する必要がある。 ・（ボンベ庫、危険物屋内貯蔵所） 検査に使用する特殊ガスボンベや、有機溶媒等の危険物を保管するため、搬入、搬出が容易な1階等、貨物車両アクセスの可能な階に配置することが望ましい。 ※但し、搬入・搬出動線の計画に応じ適切な階に配置することを妨げない。	●					●	●
	⑨横浜公共職業安定所 一般来庁者が多く、障害者も頻繁に来庁するため、特にバリアフリーに配慮し、1階等建物へのアクセス階からの配置が望ましい。 現在は土日等の休日開庁を要する窓口を別に設けているが、将来的に当官署にて休日開庁を行う可能性もあるため、将来対応が可能なことが望ましい。						●	●
	④東京入国管理局横浜支局横浜港分室 外国人も含めた手続き等の一般来庁者があるため、1階等建物へのアクセス階からの配置が望ましい。 入港船舶の状況により、不定期に日曜日・祝日の開庁、早朝・深夜・日曜日・祝日の出勤があるため、時間外対応に配慮された配置及び動線とする必要がある。						●	●
	⑤横浜税関（検査場部門） 検査場及び関連諸室については車両の乗入・貨物の荷降ろしがあるため、1階等、貨物車両のアクセスが可能な階に配置する必要がある。						●	●
	接地性の高いフロア（1階）：主玄関のあるアクセス階	●	●	●	●	●	●	●

入居官署専用E V  
（人荷用）または（荷物用）

入居官署専用E V  
（乗用）

E V（乗用）

E V（人荷用）